PFOS及びPFOAの各浄水場（原水）における検査結果

（単位：ng/L）

検査年月		令和5年度	令和6年度	
		2月	6月	1月
津地域	片田浄水場		<5	<5
	高茶屋浄水場	<5		<5
	三雲浄水場		<5	<5
久居地域	久居別所浄水場	<5		<5
	久居金剛峰浄水場	<5		<5
河芸地域	河芸西部浄水場	<5		<5
安濃地域	安濃中央浄水場		6（※）	<5
	安濃妙法寺浄水場		<5	<5
芸濃地域	芸濃北神山浄水場		6（※）	7（※）
美里地域	美里高座原浄水場	<5		<5
	美里穴倉浄水場	<5		<5
	美里中野高宮浄水場	<5		<5
	美里平木浄水場	<5		<5
美杉地域	美杉下之川浄水場		<5	<5
	美杉佐田浄水場		<5	<5
	美杉下多気浄水場		<5	<5
	美杉小西浄水場		<5	<5
	美杉須渕浄水場		<5	<5
	美杉上八知浄水場		<5	<5
	美杉下竹原浄水場		<5	<5
	美杉奥津浄水場		<5	<5
	美杉川上浄水場		<5	<5
	美杉上太郎生浄水場		<5	<5
	美杉中太郎生東浄水場		<5	<5
	美杉中太郎生西浄水場		<5	<5
	美杉下太郎生浄水場		<5	<5
	美杉伊勢地浄水場		<5	<5

国が定める暫定目標値：0.00005mg/L以下（50ng/L以下）
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和としての暫定目標値です。
表中の「<5」は定量下限値の「5未満」であることを表します。
※原水で検出された安濃中央浄水場及び芸濃北神山浄水場について、給水栓（蛇口）での検査結果は、いずれも定量下限値の5ng/L未満でした。